

その他の連絡事項について

- 就労選択支援事業の概要と参入検討のお願いについて
- 職員研修費補助の活用について

〈厚生労働省〉

就労選択支援の創設

2025年（令和7年）10月～

障がい者本人が就職先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。

「就労選択支援実施マニュアル」より一部抜粋



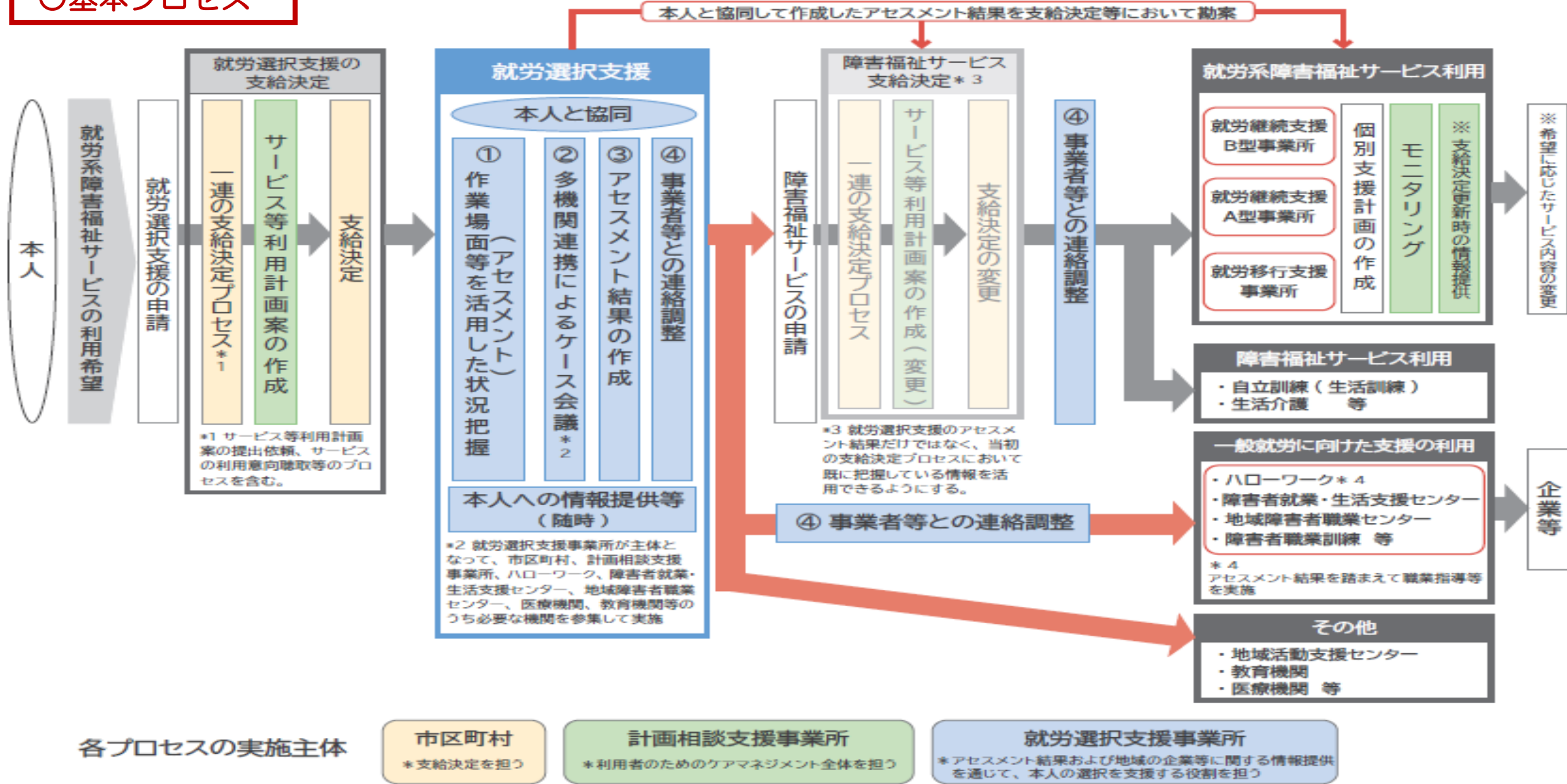
○期待される効果

- 専門的な研修を修了した就労支援の経験・知識を有する人材の配置により、就労に関するアセスメントに関し、専門的な支援を受けることが可能となる。
- 本人の就労能力や適性、ニーズや強み、本人が力を発揮しやすい環境要因、職業上の課題、就労に当たっての支援や配慮事項等を本人と協同して整理することで、本人の自己理解を促進することが可能となる。
- 本人と協同して整理した内容や地域の企業等の情報を基に、関係機関と連携することにより、本人にとって、より適切な進路が選択することが可能となる。
また、就労継続支援A型・B型利用開始後も、本人の希望に応じて就労選択支援を受けることができ、就労ニーズや能力等の変化に応じた選択が可能となる。

○留意事項

就労選択支援は就労の可否を判断したり、どの就労系障がい福祉サービスを利用するか振り分けを行うものではないことに留意すること。

○基本プロセス



○指定基準概要

<定員>

- ・ 10 人以上

<人員配置 ・ 要件>

○管理者

○ 就労選択支援員の人員配置 15 : 1 以上

○ 就労選択支援は短期間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要、サービス管理責任者の配置は求めない。

○ 就労選択支援員の要件

- ・ 就労選択支援員養成研修を修了していること。

※ 就労選択支援員養成研修の受講要件は、障害者の就労支援に関する基礎的研修を修了していることや障害者の就労支援 分野の勤務実績が通算 5 年以上あること。

【令和 9 年度末までの経過措置】

下記の 5 つの研修のうち、いずれかの研修修了者は、就労選択支援員養成研修の受講が可能。

- ・ 障害者の就労支援に関する基礎的研修
- ・ 就業支援基礎研修（就労支援員対応型）
- ・ 訪問型職場適応援助者養成研修
- ・ サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）
- ・ 相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）

<実施主体>

- 就労移行支援事業所
- 就労継続支援事業所
- 障害者就業・生活支援センター事業の受託法人
- 自治体設置の就労支援センター
- 障害者能力開発助成金による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関

※ 要件

就労選択支援の実施主体については、指定基準において、「就労移行支援または就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去３年以内に当該事業者の事業所の３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験および実績を有すると都道府県知事が認める事業者」と定めています。

就労選択支援事業所は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければなりません。

<設備>

- 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
- 相談室 間仕切り等を設けること
- 洗面所・便所 利用者の特性に応じたものであること
- 多目的室その他運営に必要な設備



○事業対象者

サービス類型		新たに利用する意向がある 障害者	既に利用しており、 支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和 7 年 10 月から原則利用	希望に応じて利用
	・ 50 歳に達している者または障害基礎年金 1 級受給者 ・ 就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和 9 年 4 月から原則利用	令和 9 年 4 月から原則利用 ※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者
就労移行支援		希望に応じて利用	

引用資料：厚労省 就労選択支援実施マニュアル P.5

＜原則、就労選択支援の利用を要する者（令和7年10月～）＞

就労継続支援B型を新たに利用する意向がある就労経験のない50歳未満の障がい者

※但し、次の場合については、就労選択支援を利用せず、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用が認められる。

- ・ 最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合
- ・ 利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合

事業者の皆様には、利用者が今後サービスを受けることができるよう、参入の検討をお願いします。

また、事業の円滑な施行に向け、ご協力をお願いします。

障がい福祉サービス等職員研修費補助金

▶目的

- ・障がい福祉サービス事業所等への就労を促進し、人材確保を図るため。
- ・事業所自らが職員のキャリアアップに向けた環境整備に取り組むことを支援し、サービスの向上を図るため。

▶対象事業者等

福山市が指定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、一般相談支援、特定相談支援又は障害児相談支援を実施する事業者であって、次のいずれにも該当する者。

(1) 申請年度内に対象の研修を修了した従業者※について、補助対象経費の全額を負担していること。

(2) 研修修了者を現に雇用し、福山市内の居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、一般相談支援、特定相談支援又は障害児相談支援に従事させており、引き続き雇用し従事させる見込みがあること。

▶対象となる研修

- (1)介護職員初任者研修
- (2)介護職員実務者研修
- (3)行動援護従業者養成研修
- (4)同行援護従業者養成研修
- (5)相談支援専門員初任者研修

※(1)(2)については、福山市介護職員研修費補助金の補助対象となる従業者は対象外。

▶補助額

補助対象経費(各研修受講に係る受講料及びテキスト代)の2分の1。

※各研修の1人あたりの補助金の限度額あり。

▶提出期限

2026年(令和8年)3月31日(火)(必着)

★人材確保や育成への積極的なご活用をお願いします！★